

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称
公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
- 2 登録、失効等の事由の別
代表者の氏名の変更
変更前 会長 浅見 健一郎
変更後 会長 下村 俊博
- 3 代表者の職氏名
会長 下村 俊博
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
所在地
千葉県千葉市中央区千葉港4-3
- 5 行うことができる技能講習
千登録第45号 乾燥設備作業主任者技能講習
千登録第47号 プレス機械作業主任者技能講習
千登録第97号 鉛作業主任者技能講習
千登録第139号 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
千登録第197号 有機溶剤作業主任者技能講習
千登録第432号 石綿作業主任者技能講習
千登録第910号 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和6年5月13日

千葉県労働局長

